

最低制限価格制度について

著しいダンピング受注等、公正な取引秩序の阻害による公共工事の品質の低下、下請け業者へのしわ寄せや安全対策の不徹底等を未然に防止するとともに、建設業をはじめとする関係団体の健全な発展を期することを目的として、当組合の実施する一般競争入札及び指名競争入札に最低制限価格制度を導入しています。

【対象となる入札】

- 設計金額が130万円を超える建設工事
- 次に掲げる業務のうち、組合において必要と認められた業務委託建物管理等業務
 1. 警備業務
 2. 清掃業務
 3. 設計若しくは測量にかかる業務委託
 4. そのほか管理者が必要と認める業務

【最低制限価格の決定方法】

- 建設工事
$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 97\% \text{ (1円未満切り捨て)} \\ & \quad + \\ & \text{共通仮設費} \times 90\% \text{ (1円未満切り捨て)} \\ & \quad + \\ & \text{現場管理費} \times 90\% \text{ (1円未満切り捨て)} \\ & \quad + \\ & \text{一般管理費} \times 68\% \text{ (1円未満切り捨て)} \end{aligned} = A \text{ (1,000円未満切り捨て)}$$

- ① 予定価格の75% ≤ A ≤ 予定価格の92%

最低制限価格は、Aに100分の110を乗じて得た額

- ② 予定価格の75% > A

最低制限価格は、予定価格の75% (1,000円未満切り上げ) に100分の110を乗じて得た額

- ③ 予定価格の92% < A

最低制限価格は、予定価格の92% (1,000円未満切り捨て) に

100 分の 110 を乗じて得た額

※上記の場合の予定価格とは、当該予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額とします。

※工事の性格上、この決定方法により難しいものについては、予定価格の 75% から予定価格の 92% の範囲内で組合が定めた額とします。

➤ 業務委託業務委託

対象業務の予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（1 円未満を切り捨て）から 10 分の 7 を乗じて得た額（1 円未満を切り捨てた額）までの範囲内で組合が定めた額とします。

【通知の方法】

最低制限価格制度の設定の有無につきましては、一般競争入札においては入札公告にて、指名競争入札においては指名通知書にて通知いたします。

【落札者の決定】

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。